安全データシート

整理番号 : TN366GJNE01 作成日 : 2025/08/01

版 : 1

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称: PR-L4M350-11/PR-L4M350-12/PR-L4M370-11/PR-L4M370-12

トナー(ブラック)

供給者の会社名称、: 日本電気株式会社

住所及び電話番号 〒108-8001 東京都港区芝五丁目7番1号

【NEC プリンタインフォメーションセンター】

フリーダイヤル 0120-614-552

化学品の推奨用途及び使用上の制限

推奨用途及び使用 : 本製品はカートリッジに詰められた黒色トナーであり、弊社製品のレーザープリン

上の制限 ター、複合機又はファクシミリに使用される。2、6、7、8、10、13、15 章を参照のこ

یے

2. 危険有害性の要約

重要な危険有害性及び影響:

GHS 分類

物理化学的危険性 : 分類基準に該当しない

健康有害性

急性毒性(経口) : 区分外 急性毒性(吸入:粉じん) : 区分外 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 : 区分外 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 : 区分外

呼吸器感作性 : 分類できない

皮膚感作性 : 区分外

生殖細胞変異原性 : 分類できない

発がん性 : 区分外

生殖毒性 : 分類できない 特定標的臓器毒性、単回ばく露 : 分類できない 特定標的臓器毒性、反復ばく露 : 分類できない 誤えん有害性 : 分類できない

環境有害性

水生環境有害性 短期(急性): 分類できない水生環境有害性 長期(慢性): 分類できないオゾン層への有害性: 分類できない

GHS ラベル要素

絵表示又はシンボル : 該当しない注意喚起語 : 該当しない

作成日 : 2025/08/01

版 : 1

危険有害性情報: 該当しない注意書き: 該当しない

他の危険有害性 : 一般的な粉体と同様に粉じん爆発の可能性がある。

ただし、通常の使用条件及び想定される語使用の範囲内

においては、粉じん爆発は想定されない。

3. 組成、成分情報

化学物質・混合物の区別: 混合物

化学名又は一般名: スチレンーアクリレートトナー

他の含有成分	濃度範囲	CAS 番号	官報公示整理番号	
	%		化審法	安衛法
スチレン一アクリレート共重合体	65-80	_ *1	_ *1	_ *1
軟化剤	10-20	_ *1	_ *1	_ *1
カーボンブラック	5-9	1333-86-4	非該当	非該当
РММА	1-4	9011-14-7	6-524	6-524
スチレン・アクリル樹脂	1-3	※1	_ *1	_ *1
シリカ(アモルファス)	<1.5	84491-94-7	※1	※1
シリカ(アモルファス)	<1.5	112945-52-5	1-548	1-548
ステアリン酸亜鉛	<0.2	557-05-1	2-615	2-615

(注)※1は、弊社の機密情報であるため開示できません。

処方成分として、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)、ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)、ブチルベンジルフタレート(BBP)、ジブチルフタレート(DBP)、およびジイソブチルフタレート(DIBP)を含有しない

4. 応急措置

吸入した場合
新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息すること。

症状があるときは、医師の手当て・診断を受けること。

皮膚に付着した場・皮膚を速やかに洗浄すること。

合 症状があるときは、医師の手当で・診断を受けること。

眼に入った場合 ・ 水で最低 15 分間、眼を洗浄した後、ただちに医師の手当て・診断を受けること。

飲み込んだ場合・水でよく口の中を洗浄し、温かめの食塩水を飲ませて、医師の手当て・診断を受

けること。

5. 火災時の措置

消火剤 : 粉末消火剤、耐アルコール性泡消火剤、二酸化炭素、砂、噴霧水

消化を行う者の保護 : 消化作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用すること。

使ってはならない消火剤: 知見なし

作成日 : 2025/08/01

版 : 1

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置: 粉じんを吸収しないようにする。

環境に対する注意事項 : 漏出物を河川や下水へ流出させない。

封じ込め及び浄化の方法及び機材 : 濡れた布等による清掃除去、又は耐圧防爆仕様

のバキュームクリーナーによる吸引除去が有効で

ある。

廃棄については、法律や条例に従って廃棄する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 : 通常の取扱いでは、考慮する必要はない。一般的な喚起を行えばよ

1.1.

安全取扱注意事項 : プリンター、複合機及びファクシミリの通常の使用や、カートリッジの通

常の扱いではトナーが漏出することはない。もし、トナーが漏出した場合には、粉じんを吸入したり、飲み込んだり、直接触れたりしないよう

に注意する。

接触回避 : 「10.安定性及び反応性」を参照。

衛星対策 : 必要に応じて、取扱い後は、よく手を洗うこと。

保管

安全な保管条件: 子供の手が届かないところに保管する。

火気、熱源及び酸化物質を避けて保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度等 : 日本産業衛生学会 電子写真用現像剤(第3種粉塵) 8 mg/m³(総粉塵)

2 mg/m³ (吸入性粉塵)

カーボンブラック(第2種粉塵) 4 mg/m³(総粉塵)

1 mg/m (吸入性粉塵)

: ACGIH 粒子状物質(総粉塵/吸入性粉塵) ACGIHの最新版の許容濃度を参照

管理濃度 :カーボンブラック 3.0 mg/m³ (炭素粉塵)

濃度基準値:カーボンブラック 8時間濃度基準値レスピラブル粒子として0.3mg/m³

設備対策: カートリッジを意図した用途で使用する限り、必要としない。 保護具: カートリッジを意図した用途で使用する限り、必要としない。

9. 物理的及び化学的性質

外観

物理的状態: 固体形状: 微粉末色: 黒色臭い: 無臭

沸点、初留点及び沸点範囲: 該当しない引火点: 該当しない爆発範囲の上限・下限: 知見なし蒸気圧: 該当しない

作成日: 2025/08/01

版 : 1

比重(相対密度): 知見なし自然発火温度: 知見なし

10. 安定性及び反応性

反応性 : 知見なし

化学的安全性: 通常の条件下、常温では安定

危険有害反応可能性 : 知見なし

避けるべき条件: 火気、熱源、火花

混触危険物質 : 酸化剤

通常発生する一酸化炭素、二酸化炭素及び水以外の予想される危険有害な分解成物: 不完全燃焼下において、黒煙や窒素酸化物等を発生する可能性がある。

11. 有害性情報

急性毒性(経口) : LD50 > 2000 mg/kg (試験法:OECD #420) 急性毒性(吸収:粉じん) : LD50(4 時間)>5.08 mg/L (試験法:OECD #436)

皮膚腐食性及び皮膚刺激性: 皮膚刺激性なし(試験法:OECD #404)眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性: 眼刺激性わずかにあり(試験法:OECD #405)呼吸器感作性又は皮膚感作性: 皮膚感作性なし(試験法:OECD #429)生殖細胞変異原性: Ames Test 陰性(試験法:OECD #471)

: IARC は、トナーの成分であるカーボンブラックをグループ 2B に分類した。しかしながら、カーボンブラックを含む典型

的なトナーを使用した吸収試験において、トナーばく露と動

物の腫瘍との関係は証明されていない。

生殖毒性 : 知見なし 特定標的臓器毒性、単回ばく露 : 知見なし 特定標的臓器毒性、反復ばく露 : 知見なし 誤えん有害性 : 知見なし

12. 環境影響情報

生態毒性

発がん性

魚類 96 時間 LL50 (ヒメダカ): >500 mg/L (GHS 区分に該当しない) (印字成分)ミジンコ類 48 時間 EL50 (オオミジンコ): >100 mg/L (GHS 区分に該当しない) (印字成分)藻類 72 時間 ErL50 (ムレミカヅキモ): >100 mg/L (GHS 区分に該当しない) (印字成分)

残留性・分解性: 知見なし生体畜積性: 知見なし土壌中の移動性: 知見なしオゾン層への有害性: 知見なし

13. 廃棄上の注意

化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報: 適切な処理が必要なので、必ず弊社のカストマーコンタクトセンター、または販売店に渡すこと。

作成日 : 2025/08/01

版: 1

14. 輸送上の注意

国連番号:該当しない国連分類:該当しない

国内規制がある場合の規制情報:

消防法 指定可燃物(可燃性固体類)に該当する。これに従い、積載・輸送する。

15. 適用法令

消防法: 指定可燃物(合成樹脂類 その他のもの) 数量 3000Kg

(法第9条の4、危険物令第1条の12・別表第4)

労働安全衛生法: 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18

条第1号、第2号・別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条

の2第1号、第2号・別表第9)

カーボンブラック シリカ(アモルファス)

【改正後 令和7年4月1日以降】

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18

条第2号~第3号、安衛則第30条別表第2)

【改正後 令和7年4月1日以降】

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第

18条の2第2号~第3号、安衛則第34条の2別表第2)

化学物質排出把握管理促進

法(PRTR 法):

非該当

化審法: 非該当 毒物及び劇物取締法: 非該当

16. その他の情報

本製品安全データシートは現時点で入手できた情報に基づいて作成しておりますが、構成成分やデータ・評価内容を保証するものではありません。危険・有害性の評価は必ずしも充分ではないので、取扱いには十分ご注意ください。また、内容を弊社の許可なく一方的に改定・使用され、何らかの事故が発生した場合は、弊社はその責任を負いかねますのでご了承ください。

略語:

• CAS 番号: Chemical Abstract Service Registery Number

・化審法: 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

• 安衛法: 労働安全衛生法

・PRTR 法: 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

• ACGIH: American Conference of Governmental Industrial Hygienists(米国産業衛生

専門家会議)

・危険物令: 危険物の規制に関する政令

作成日 : 2025/08/01

版: 1

引用文献:

-JIS Z7253: 2019 GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル,作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

- •JIS Z7253: 2019 GHS に基づく化学物質等の分類方法
- •労働安全衛生法 管理濃度
- ・日本産業衛生学会 許容濃度等の勧告
- •米国産業衛生専門家会議(ACGIH),Threshold Limit Values for Chemical Substances and Physical Agents and Biological Exposure Indices
- 世界保健機構(WHO) 国際がん研究機関(IARC),IARC Monographs on the Evaluation on the Carcinogenic Risk of Chemical to Humans